

改正

平成28年6月1日規則第24号

飯綱町地域生活支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき飯綱町が実施する飯綱町地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）により、法第4条第1項に規定する障害者（以下「障がい者」という。）及び同条第2項に規定する障害児（以下「障がい児」という。）（以下これらを「障がい者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性、利用者の状況等に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 地域生活支援事業の実施主体は、飯綱町（以下「町」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、適切な事業運営を確保できると認める社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「受託者」という。）に地域生活支援事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の種類)

第3条 地域生活支援事業の種類は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業

- (9) 地域活動支援センター事業
- (10) 地域移行のための安心生活支援事業
- (11) 巡回支援専門員整備事業
- (12) 自動車改造助成事業
- (13) 権利擁護支援事業
- (14) 訪問入浴サービス事業

(利用者負担)

第4条 利用者の費用負担の額又は割合及び負担上限額については、別に事業ごとに定める。

2 利用者は、前項の規定により算定された額を町長又は受託者に支払うものとする。

(理解促進研修・啓発事業)

第5条 理解促進研修・啓発事業は、広報活動その他の地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「要綱」という。）別記1に規定する実施形式による方法により、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

(自発的活動支援事業)

第6条 自発的活動支援事業は、ピアサポートその他の要綱別記2に規定する実施形式による方法と飯綱町自発的活動支援事業実施要綱（平成27年飯綱町告示第46号）により、町内に住所を有する障がい者等、障がい者等の家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行うものとする。

(相談支援事業)

第7条 相談支援事業は、飯綱町障害者相談支援事業実施要綱（平成19年飯綱町告示第69号）に基づき行うものとする。

(成年後見制度利用支援事業)

第8条 成年後見制度利用支援事業は、飯綱町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年飯綱町告示第34号）に基づき行うものとする。

(意思疎通支援事業)

第9条 意思疎通支援事業は、飯綱町手話通訳者等派遣事業実施要綱（平成17年飯綱町告示第34号）に基づき行うものとする。

(日常生活用具給付等事業)

第10条 日常生活用具給付等事業は、飯綱町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年飯

綱町告示第65号)に基づき行うものとする。

(手話奉仕員養成研修事業)

第11条 手話奉仕員養成研修事業は、要綱別記8に規定する手話奉仕員の養成研修を行うものとする。

(移動支援事業)

第12条 移動支援事業は、飯綱町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年飯綱町告示第82号)に基づき行うものとする。

(地域活動支援センター事業)

第13条 地域活動支援センター事業は、飯綱町地域活動支援センター施設条例(平成19年飯綱町条例第14号)と要綱別記10に規定する地域活動支援センターⅢ型として事業を行うものとする。

(地域移行のための安心生活支援事業)

第14条 地域移行のための安心生活支援事業は、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活の移行や定着を支援することを目的として、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置することができる。コーディネーターの業務は次の各号に定めた事業を行うものとする。事業の実施に当たっては近隣市町村、圏域等と連携して行うことができるものとする。

- (1) コーディネーターは病院等と連絡を取り退院可能な精神障がい者等の地域生活移行を促進するとともに病院及び福祉サービス事業者等の関係機関と連携を図り、指定一般相談事業者による地域移行支援、地域定着支援につなげていく。
- (2) コーディネーターは指定一般相談事業者及び相談支援専門員等に助言や指導をおこない地域生活移行のサポートを行う。
- (3) コーディネーターは、地域生活の移行促進に必要な体制整備への助言や情報提供、地域移行に向けた普及啓発の推進等を行う。

(巡回支援専門員整備事業)

第15条 発達障がい等に関する知識を有する専門員(以下「専門員」という。)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。事業の実施方法は次の各号に定めるものとする。

- (1) 町は巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。
- (2) 専門員は、施設等の支援を担当する職員や子どもの保護者に対し、巡回による支援を基本

とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。

（３） ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関等との連携強化に努める。また、発達障害者支援センターや児童相談所等の専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

（４） 専門員は、発達障害支援センター等が実施する研修を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

（５） その他の事項については、必要に応じて別途定めることとする。

（自動車改造助成事業）

第16条 自動車改造助成事業は、飯綱町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成18年飯綱町告示第2号）に基づき行うものとする。

（権利擁護支援事業）

第17条 権利擁護支援事業は、次の各号に掲げる事業とする。

（１） 成年後見制度の利用促進のための普及啓発事業の実施

（２） 障がい者虐待防止対策支援として、虐待時の対応のための体制整備や障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、障害者虐待防止法の普及啓発の実施、連携協力体制の整備等必要な事業を行う。

第18条 訪問入浴サービス事業は、飯綱町訪問入浴サービス事業実施要綱（平成28年1月8日告示第1号）に基づき行うものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日規則第24号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。